

さより船びき網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（昭和26年11月1日県規則第85号）第4条第1項第2号に規定する機船船びき網漁業のうちさより船びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

(1) 漁業種類

さより船びき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

66隻

(3) 船舶総トン数

15トン未満であって許可証に記載された総トン数

(4) 推進機関の馬力数

ア 伊勢湾及び三河湾を操業区域とする場合にあっては、260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数。

イ 渥美外海を操業区域とする場合にあっては、制限は定めず許可証に記載された馬力数。

(5) 操業区域

伊勢湾、三河湾及び渥美外海であって許可証に記載された操業区域。ただし、渥美外海にあっては、東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。

ア 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点

イ 北緯34度33分58秒東経137度の点

ウ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点

エ 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点

オ 北緯34度29分36秒東経137度53秒の点

カ 北緯34度22分17秒東経137度2分18秒の点

キ 北緯34度22分55秒東経137度3分13秒の点

ク 北緯34度19分東経137度3分13秒の点

ケ 北緯34度19分東経137度2分の点

コ 北緯34度16分19秒東経137度2分の点

サ 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点

(6) 漁業時期

次の表の左欄の操業区域について、それぞれ同表の右欄の漁業時期。

操業区域	漁業時期
伊勢湾	4月15日から5月31日まで 10月15日から12月31日まで
三河湾	4月1日から6月30日まで 10月15日から12月31日まで
渥美外海	2月1日から5月31日まで 10月15日から12月31日まで 使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワットを超える者にあつては、2月1日から5月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年7月10日（木）午前8時45分から令和7年8月10日（日）午後5時30分まで

3 備考

(1) この許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日（金）までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

(ア) 伊勢湾のうち知多郡美浜町野間埼灯台から三重県津市贅崎灯台を見通す直線以北の愛知県の最大高潮時海岸線（島しょの海岸線を除く。）から1,500メートル以内の海域、同線以南の愛知県の最大高潮時海岸線（島しょの海岸線を除く。）から500メートル以内の海域。

(イ) 三河湾のうち最大高潮時海岸線（島しょの海岸線を除く。）から500メートル以内の海域。

(ウ) 渥美外海のうち最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域。

(エ) 篠島、日間賀島及び佐久島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域。

イ 使用する漁具は次の範囲内でなければならない。

(ア) 網目は15センチメートルにつき10節以上16節以下。

(イ) 天井網をつけてはならない。

ウ ひき網時の両船の間隔は、30m以内にもやわなければならない。

エ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。

(3) 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、この告示の1(4)ア中「260キロワット」とあるのは「60馬力」と、1(6)中「127キロワット」とある

のは「35馬力」と読み替える。

(4) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和7年7月9日 愛知県知事 大村秀章